

予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の点検・見直しに関する
関係府省庁連絡会議の開催について

〔 令和 7 年 6 月 26 日
関係府省庁申合せ 〕

- 1 物価上昇に合わせた予算・税制に係る公的制度の基準額や閾値の省庁横断的・網羅的な点検・見直しについて、関係府省庁間の緊密な連携を確保し、その円滑な実施を図るため、予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の点検・見直しに関する関係府省庁連絡会議(以下「会議」という。)を開催する。
- 2 会議の構成は、別紙のとおりとする。ただし、議長は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求めることができる。
- 3 会議の庶務は、総務省自治財政局及び自治税務局、財務省主計局及び主税局その他の関係行政機関の協力を得て、内閣府政策統括官(経済社会システム担当)において処理する。
- 4 前三項に掲げるもののほか、会議の運営に関する事項その他必要な事項は、議長が定める。

予算・税制に係る公的制度の基準額・閾値の点検・見直しに関する関係府省庁連絡会議 構成

| | | |
|--------|---|-----------------------|
| 議 | 長 | 内閣官房副長官補（内政担当） |
| 副 | 長 | 内閣府政策統括官（経済社会システム担当） |
| 議 | 員 | 内閣官房内閣審議官（内閣官房副長官補付） |
| 構 | | 内閣府大臣官房長 |
| 成 | | 警察庁長官官房長 |
| | | 金融庁総合政策局総括審議官 |
| | | 消費者庁次長 |
| | | こども家庭庁長官官房長 |
| | | デジタル庁戦略・組織グループ統括官 |
| | | 復興庁統括官 |
| | | 総務省大臣官房長 |
| | | 法務省大臣官房長 |
| | | 外務省大臣官房長 |
| | | 財務省大臣官房長 |
| | | 文部科学省大臣官房長 |
| | | 厚生労働省大臣官房長 |
| | | 農林水産省大臣官房長 |
| | | 経済産業省大臣官房長 |
| | | 国土交通省大臣官房長 |
| | | 環境省大臣官房長 |
| | | 防衛省大臣官房長 |
| オブザーバー | | 総務省大臣官房審議官（財政制度・財務担当） |
| | | 総務省大臣官房審議官（税務担当） |
| | | 財務省主計局次長 |
| | | 財務省大臣官房審議官（主税局担当） |